

## 木更津市福祉有償運送運営協議会議事録

日 時 平成24年7月12日（木）午後2時00分から  
場 所 木更津市民総合福祉会館 3階 講習室  
出席者 委 員 高橋 巧（2号委員）  
平柳 彰司（2号委員）  
池田 和弘（5号委員）代理 柿本運輸企画専門官  
後藤 勝見（6号委員）  
西山 信男（8号委員）  
竹内喜久夫（9号委員）  
事務局 三上 一敏（社会福祉課長）  
佐藤喜代美（障害福祉課長）  
奥出 淳一（高齢者福祉課長）  
半澤 隆（社会福祉課主幹）／司会  
平野 彰（社会福祉課主査）／書記

### 【議事内容】

司会進行 それでははじめさせていただきます。私どもの会場の変更がうまく伝わっていないで大変申し訳ありませんでした。会議に入る前に事務局の職員の異動がありましたので、紹介をさせていただきます。

（事務局 あいさつ）

司会進行 本日は、公私ともご多用中のところ、ご出席をいただきまして有難うございます。ただ今から、木更津市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。議事に入る前にご報告申し上げます。木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づきこの会議は公開とすることになっておりますので、ご了承願いたいと思います。なお、本日の傍聴人はございません。また、今回、2名の委員に変更がございましたので、ご報告させていただきます。たいへん恐縮ですが、協議会資料の一枚めくってもらって資料1というところに運営協議会の委員名簿がございます。そこをご覧になっていただきたいと思います。5号委員の前成田委員に代わりまして、後任として池田和弘委員に、9号委員の前加藤委員に代わりまして、後任として竹内喜久夫委員に、それぞれ代わりました。さきほど、市長から委嘱状が交付

されましたのでご報告申し上げます。そして新委員の方に自己紹介をお願いするところなんですけれども、池田委員の代わりに柿本運輸企画専門官が代理でお越しになっておりますのでご紹介したいと思います。

池田委員代理 （委員委嘱に伴うあいさつ）

竹内委員 （辞令交付に伴うあいさつ）

司会進行 有難うございました。続きまして、本日の開催に当たり玉造委員、佐々木委員より事前に欠席のご連絡がございましたのでご報告いたします。なお、本日の出席委員は6名でございます。よって、木更津市附属機関設置条例第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席がございましたので、会議は成立しております。

それでは、ただ今から、木更津市福祉有償運送運営協議会の議事に入らせていただきます。木更津市附属機関設置条例第6条第1項の規定によりまして、議長は会長にお願いすることになっておりますので、西山会長に議長をお願いしたいと思います。

（西山会長 議長席に着席）

議長 私は中核地域生活支援センター、きみつ福祉ネットの西山といいます。会長が議長を務めるという規定になっているとのことですので、私が議長を務めさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名人の指名について、たいへん申し訳ありませんが、私の方から指名をさせていただきたいと思います。2号委員の平柳委員、9号委員の竹内委員をお願いいたします。よろしく願いします。

それでは、議題に入らせていただきます。議題の進め方なのですが、まず議題1の副会長の選任について、次に議題2の移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について、こちらは事務局より説明を求めます。その後、この件について質疑を行います。続いて、議題3につきまして、道路運送法第79条の6第1項に基づく、自家用自動車の有償運送の有効期間の更新の登録をしようとする今回非営利法人が1つございます。福祉有償運送の登録更新申請書（案）について協議をいただきます。続けて議題4の同じく道路運送法第79条の2、こちらに基づく自家用自動車の有償運送の新規の登録をしようとするこちらの方は医療法人が1つございます。こちらの登録申請書

(案)について、皆さんに協議をしていただきます。議題3の採決につきましては、議題4の協議、確認が済んだ後に議題3、議題4と続けて採決をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず1号議案の「副会長の選任について」事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議題1について説明させていただきます。副会長の選任についてでございますけども、副会長でありました9号委員前加藤委員が退職されて、副会長を辞任いたしました。新たに副会長を選任させていただきたいということでございます。なお、選考方法につきましては「木更津市附属機関設置条例第4条第1項」の規定によりまして、会長、副会長の選任は委員の互選となっておりますのでよろしくお願いいたします。なお、任期でありますけども、今回につきましては前任者の残任期間となりますのでご了解を願いたいと思っております。副会長の選任についてお願いするものでございます。以上でございます。

議長 有難うございます。ただいま事務局から説明がありましたが、この件についていかがいたしましょうか。ご意見ございましたらお願いいたします。ご意見ございませんでしょうか。

(「会長一任でいかがでしょうか」の声あり)

議長 ただいま、会長一任というご発言をいただきましたが他に。

(「異議なし」の声あり)

議長 よろしいですか。それでは異議なしという言葉いただきましたが、会長一任という方法をとらせていただきますがよろしいですか。

それでは、私の方から推薦をさせていただきます。木更津市福祉部長の竹内委員を推薦いたします。いかがでございましょう。

(「異議なし」の声あり)

議長 有難うございます。異議ないものと認めまして決定をさせていただきます。竹内委員には副会長をお願いいたします。

竹内委員 （副会長就任に伴うあいさつ）

議 長 有難うございます。それでは続きまして、議題２の移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 社会福祉課の三上と申します。私の方から皆様のお手元でございます木更津市福祉有償運送運営協議会資料をご覧いただきたいと思ひます。

まずこの資料の一番目でございますが、まず資料１については本協議会の委員名簿でございます。それから、資料２から資料５これにつきましては国土交通省からの通知文の写しがこちらの方になります。この中には登録の更新に係る処理方針については資料２の２ページに、それから新規登録については資料２の３ページから６ページに、それから更新登録については資料２の１０ページから１１ページに細かく記載されておりますので、後ほどこちらの方を参考願ひたいと思ひます。それから後半の資料６から資料８については各種のいろいろなデータがこちらの方に書かれておりますので、よろしく願ひいたします。

それから、今皆様お手元にご覧になっていただいております資料につきましては、会議終了後お持ち帰りいただひて結構でございます。ただ、新規登録の申請のあつた１団体、それから、更新登録の申請のあつた１団体の資料を後ほど皆様に配付させていただきますが、この資料につきましては会議終了後、事務局の方で回収させていただきますので、ご了解いただひたいと思ひます。私の方からは以上でございます。

事 務 局 障害福祉課長の佐藤でございます。私からは移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について述べさせていただきます。木更津市における移動制約者の状況、福祉移送サービスの現況、高齢者、障害者の今後の動向を説明させていただきます。資料の４５ページをご覧ください。

本市における移動制約者の状況でございますが、平成２３年度末で要支援、要介護認定者、身体障害者等で１１，１０３人であります。本市人口の８．４６％となっております。内訳といたしましては、要支援者、要介護認定者が４，４１８人、身体障害者等で６，６８５人となっております。これらの方々すべてが移動で介助等を必要とするとは言ひ切れませんが、これらの方々ほど程度の違ひ等生活状況は様々でありますが、移動にあたり制約を受けている状況にあると考えております。本市では、移動制約者に対する福祉移送サービスとして、木更津市福祉タクシー事業と福祉車両の貸し出し事業を行つております。引き続き資料の４６ページをご覧ください。

福祉タクシー事業は、重度心身障害者で身体障害者手帳の1・2級及び療育手帳A-2以上の方々がタクシーを利用する際に、乗車料金のうち710円を限度に運賃を助成する制度でありまして、一人当たりタクシーチケットを月当たり2枚、年間24枚を交付しております。また、じん臓機能疾患で人工透析の方は、2倍の48枚を交付しております。平成23年度では交付対象者が2,226人であり、そのうち732人に交付したところ、8,357枚の利用となっております。利用状況は、平成21年度7,892枚、平成22年度8,539枚、平成23年度は先程申し上げた8,357枚であります。

また、福祉車両の貸し出し事業ですが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及び65歳以上の歩行困難な高齢者に対し、リフト付きワゴン車を無償で貸し出しているところでございます。1回の貸し出し期間は、3日以内としております。平成21年度は、20件延べ40日、平成22年度では、25件延べ57日、平成23年度では、35件延べ76日の利用となっております。資料の47ページをご覧ください。

民間における福祉移送サービスの現況であります。NPO・社会福祉法人等における福祉有償運送では、5団体が協議会の合意を得、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局から登録されております。5団体では、福祉車両20台をもって会員347人に対し、平成23年4月から1年間で延べ輸送人員は4,680人となっております。他に、木更津市では現在タクシー事業者1社（かずさ交通）が平成13年2月から福祉移送サービスの提供を始めております。平成23年度末の実績で契約者642人に対し、延べ輸送実績として障害者自立支援対象者78人、介護保険適用者946人の利用となっております。本市において移動に制約を受けている方々11,103人に対し、移送サービスを受けている会員、契約者は961人、8.65%でございます。移動制約者に対する輸送の確保という観点で移送サービスの選択の幅を広げ、高齢者や障害者の個々のニーズに応えるための供給は必要と考えております。もう一度資料の46ページをご覧ください。

木更津市の65歳以上の高齢者は、平成24年4月1日現在人口131,162人のうち、65歳以上の高齢者は30,100人となっております。前年比で1,162人増えております。高齢化率は22.95%でございます。団塊世代が65歳を迎える平成25年、26年には、さらに増加し、その後も数年間は着実に増えていくものと推測しております。将来の高齢化率の推移であります。平成26年には、本市では24.7%と見込んでおりまして、県は、24.3%と見込まれており、着実に高齢化が進むものと考えております。また、障害者自立支援法の推進により施設入所から地域移行

への考え方が示されておりますので、今後とも人口の高齢化や社会環境の変化に伴い、障害者の増加が予想されます。国の施策により、障害者の外出の機会も増えていく中、福祉移送サービスの充実は欠かせないものと考えております。移動制約者の今後の動向をみますと、3、4年先には高齢者が人口の4分の1を超え、移動制約者は左舷増加の傾向にあります。

以上のような状況から、本市におきましては、公共交通機関、特にタクシー事業者や登録されている事業者様には、福祉有償運送に関しましてご尽力いただいておりますが、移動制約者に対し、安全にお客様の利便の確保ができるよう移送サービスの充実は引き続き必要と考えておりますので、登録の更新または新規に向け、よろしく申し上げます。以上で概要説明を終わらせていただきます。

議 長 有難うございます。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

議 長 ございますでしょうか。年々着実に増えていますが、. . .  
ないようでしたら、次の議題に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

議 長 有難うございます。それでは次の議題に入りますのでお願いいたします。

#### ○ 社会福祉法人みづき会 入室、資料配付

議 長 それではこれから議題3の福祉有償運送実施団体の登録更新申請書(案)について、社会福祉法人みづき会様よりご説明をお願いいたします。

みづき会 私は、社会福祉法人 みづき会 の菊地と申します。中村と申します。私どもは下郡というところでありまして社会福祉関係の施設を平成3年からやっております。主に利用者さんの送迎を福祉有償運送の登録をさせていただきまして、今回2回目の更新になります、9年目になるんですね。運転手の方が施設の職員、それから利用者の方も施設の利用者に限定させていただいております。

なかなか一般のタクシーとかですとどうしても知的障害の方がたくさんいるんですが、なかなかひとりで乗れなかったりとか、不安がったりとかそういう事情でなかなか一般の交通機関を単独で使えない状況になっていま

す。福祉サービスですので、たとえば行事に行くとか近くの病院に行くとかそういうのが想定されているんですけども、親御さんがいない方で葬式に行きたいとかお墓参りに行きたいとかどうしても遠隔地にある病院に行かなければ治療ができないとか、たまたまそういう特殊な事情ができることがあるんですけども、かといってそれを施設の標準のサービスにしてしまうと、200人近くいる利用者さんが自由に自分のマイカーのように遠くに行きたいですけどという訳にはなかなかいかない。じゃあ、福祉有償運送という形で払うべきものは払って、これは特別に使えるんだよ、というような状況を作った方がよろしいのではないかと、そういうことではじまった訳であります。

書類関係は最初に施設の定款ですとか、使う車両ですね、ほとんどがリフトワゴンになります。ですから、運転手の名簿があって利用者さんの名簿があって管理体制も書いてありますけれども、料金はいちばん最後に載っています。いちばん最後のページのように時間に関係なく距離だけというような状況になっております。ただ、安くはしているんですけども、もともとがこれ以上儲けようということではない設定をしています。あと利用者さんの方は100パーセント私どもの施設の入所者ということで限定していますので、時間の移送サービスですとかタクシーになりますかそこら辺と競合することもたぶんないのではないかと認識しておりますので、ぜひまた更新の申請も受け入れてくれるのではないかと思います。よろしく願いいたします。以上です。

議 長 有難うございました。ただ今のみづき会様の説明について、質問等ございましたらお願いいたします。

池田委員代理 運送区域のところ、これは木更津市及び木更津市を発着地とする地域となっておりますが、発着地はどこになりますでしょうか。

みづき会 はい、ほとんどが施設からになります。あとは木更津駅まで送る形になります。また高齢の方の親御さんもいらっしやって、施設まで迎えにいけないけど、お正月を自宅で過ごさせたいので自宅まで何とか送ってこないかみたいな...

池田委員代理 木更津市内の発着になりますか。

みづき会 はい、施設が木更津市ですので。

池田委員代理 木更津市を超えることはないですか。

みづき会 発は木更津市、あ、それはあります。

池田委員代理 運送の区域は基本的に最終行政区域、「木更津市」という書き方になりますので。

みづき会 あ、そうですか。

池田委員代理 ここは「木更津市」と書いていただければ。

みづき会 わかりました。

池田委員代理 発着のいずれかが運送区域なので、「木更津市」となります。

みづき会 「木更津市」と書けばよろしいんですね。

池田委員代理 そうですね、はい。

池田委員代理 あと事務所が3つありますけど、何か違いはありますか。

みづき会 施設が3つあります。ほとんど同じ敷地なんですけど、職員の管理系統が分かれて施設ごとになっています。

池田委員代理 運転手さんの名簿もそれぞれ違うのでしょうか。

みづき会 あ、そうです。  
管理者も実質施設ごとになります。

竹内委員 今、施設からということでしたけれども、例えば、駅まで迎えに行くということはないですか。

みづき会 駅へ迎えに行って施設へ帰るパターンしかないです。

竹内委員 それは木更津駅ですか。



みづき会 そうですね。そういった場合は木更津駅です。  
あとはよそでいえば、自宅に行ったりします。でも、着は必ず施設になります。

議 長 ほかにございますでしょうか。

高橋委員 この運転する運転者は異様に多いんですけども、この60人ぐらいいるこの人たちは、いわゆる施設に入られている方々（職員）ということでしょうか。

みづき会 職員が運転者であるということでしょうか？施設職員を含めてまして、365日をシフト制で勤務が行われています。ですから、利用者の方が、何月何日に使いたいと言ったときに、運転者が1人か2人だと、運転者を必ずそのシフトにあてて勤務表を作らないといけない状況になってしまうんですね。講習にはちょっとお金が結構かかりましたけれども、20人ぐらいいるとほとんど誰かしら有償運送ができる人間がその日にいるということで、勤務表上作ることが非常に楽になりますんで、すいません、説明が...大丈夫でしょうか。

高橋委員 いわゆる運転業務だけを専門にしている者がいないということですか。60名の方は職員ということですか。

みづき会 はい、そうです。

高橋委員 利用者さんの保護者とかではないんですか。

みづき会 施設の職もしている職員です。その日によって、今日あなたは福祉有償運送の担当をしてくれ、とそういう形になっています。

高橋委員 利用者は何人ですか。230人ぐらいですか。

みづき会 各施設ですと、70人ぐらいずつになります。実際に利用するのは月にせいぜい7、8人、10人ぐらいしか利用しないので。  
例えば、歯医者の治療をするのに、全身麻酔をかける治療をするしかない場合があります。そうすると東京女子医科歯科大とかそこに行って帰って

こないといけない訳ですけど、私ども福祉施設ですから施設での報酬ももらっているんですが、それが標準で全身麻酔をかけに、東京の方まで行って帰ってきて、というのが標準的な福祉サービスかといわれるとそこはちょっと想定外という部分がありまして。かといって、施設職員以外は誰がやるんだらう、ということになりますと、好きにやらせてということになり、そうすると、60人から70人の利用者さんがあれもやって、これもやってということになってしまいますとそれも無理な話になってしまいますので、そういったときに、福祉有償運送を使っていきましょうというのは、非常に使う方も気楽ですし、やる方もやりやすいというのがありまして、他経路の使用についてはそういう形になります。

議 長 ほかはよろしいでしょうか。ないようですので、社会福祉法人 みづき会さんの有効期間更新の申請書（案）の協議をこれにて終了させていただきます。この協議の結果につきましては、後ほど事務局から通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。どうも有難うございました。

みづき会 どうも有難うございました。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議題3の協議をいただきましたが、こちらの採決につきましては、議題4の協議が終了した後に議題3、議題4と続けて行いたいと思いません。それでは、木更津クリニックさんの方、入室願います。

○ 医療法人社団望星会 木更津クリニック 入室、資料配付

議 長 ごくろうさまです。それでは、議題4の福祉有償運送の登録申請書（案）について、医療法人社団望星会 木更津クリニック様よりご説明をお願いいたします。

木更津クリニック 本日はお忙しい中、医療法人社団望星会の福祉有償運送申請に対しまして、運営協議会を開催いただきまして有難うございます。私は医療法人社団望星会 木更津クリニック の事務、前澤と柳田と申します。これからご説明いたします。よろしくお願いいたします。

はじめに望星会の簡単な紹介をしたいと思います。医療法人社団望星会は、昭和64年1月4日に設立され、埼玉県さいたま市に主たる事務所を置き、埼玉県内の施設、神奈川県内の施設、千葉県に2施設、福島県に1施設、2つの病院と7つの診療所、あわせて9施設からなる医療法人です。いずれも

人工透析を中心に診療、治療を行い、患者様が安心して治療を受け、信頼される医療をめざしております。

今回、福祉有償運送の申請の件ということで、説明させていただきます。人工透析の患者さんは、週3回、平均で1回3時間以上治療しなければなりません。自立通院が困難な患者さんは、家族の協力、介護タクシーの利用などで帰ってこられます。しかし、独居の方、ご家族の協力が得られない方、金銭的に不安のある方については、将来、人工透析の治療を継続するうえで、外来通院に対して不安を抱えている方が多いのが現状です。各市町村への通院、援助の相談はホームヘルパー等の派遣はできますが、通院介助のサービスはできないとのご回答をいただいております。

望星会 木更津クリニックでは、当初患者さん自身で運営する患者会の中で、相互に協力しながら通院困難を解決するひとつの手段として送迎の会を設立し、送迎活動を行ってまいりました。送迎の会はすべての患者さんに対応することができないため、差別化を図るという意味で、会費を徴収しておりました。目的は通院困難な方々に対する通院補助であり、決して利便性や営利を追求するものではありません。送迎の会の最終的な目標というのは、公的な通院援助体制の設置です。公的なサービスが充実するまでは、患者さんと木更津クリニックが協力し、互いにつきあいながら送迎活動を行う実用性があると考えておりました。

今回送迎の会の運営ではなく、福祉有償運送の申請を行う理由のひとつとして、道路交通法による福祉有償運送が透析患者さんの乗合輸送が可能である、ということがわかったからです。送迎の会の会費を患者さんより徴収する方法について、これは運送の対価にあたってしまうのではないかという疑問とかもありまして、最後は運転業務管理の厳格化、というような理由があげられたため、今回申請するに至りました。平成20年発行の千葉県福祉有償運送事業者一覧には、全143事業者のうち、医療法人で申請されている施設は、ヘルパーステーション介護支援センターを運営されています。つまり、千葉県内の福祉有償運送事業者で透析施設自体が、透析患者の送迎を行うために申請されている施設はないのですが、埼玉県にある同じ望星会の施設では、登録申請し、運営を行っておりますので、当法人が他の県に登録している施設を参考にしながら今回申請するに至った理由のひとつです。

申請の内容なんですが、利用者が身体障害者30名、木更津市大和の木更津クリニックを発着地とし、木更津、富津、君津、袖ヶ浦市に在住の方を送迎いたします。料金につきましては、送迎を希望される患者自宅から当院までの所要時間を勘案し、1乗車210円と設定し、それ以外的高速代、夜間、早朝などの時間外の加算、臨時の対応やら緊急便の対応に伴う加算ですとか

それ以外の対価は、発生いたしません。使用する車両は、トヨタ社製の定員6名のステーションワゴンの車2台で、助手席が回転するシートの福祉車両を使用いたします。運転者は、国土交通大臣が定める講習修了者、または第二種免許の発行を受けている者に限定された運転手で行います。運行の管理は柳田が行い、整備管理者には込山、事故処理や苦情処理部署には勝野が就任いたします。安全な運転のための運送や業務記録、運転者台帳の整備を行い、運行管理マニュアルに基づいた徹底した安全運営をめざしてまいりたいです。聞き取りづらいところがあったかと思いますが、ご説明は以上でございます。ご協議のほどよろしく願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。ただいまの木更津クリニックさんのご説明につきまして、ご質問がございましたらお願いをいたします。

池田委員代理 住所は埼玉県ですか。

木更津クリニック 望星会の住所の主たる事務所というところは埼玉県になります。

池田委員代理 木更津で行う前に他の地域で行っていますか。

木更津クリニック はい、他の地域では埼玉県の医療施設は埼玉県の方で登録して行っております。

池田委員代理 同じ団体で一緒ですか。

木更津クリニック はい、医療法人社団望星会です。

池田委員代理 そうすると、新規というか営業区域の拡大になります。基本的に1団体に1つの区域、区域ごとになります。もう実際にやっているのであれば仮に埼玉県であったとしても、千葉もやります、木更津もやりますということになれば、区域の拡大になるのかなあと。まったくやっていない団体さんが新しく始めるのであれば、新規、になりますけども、区域外のところをやるのであればそれは登録新規ではなくて、変更申請になるのかなあと。埼玉県でやられているのですか。

木更津クリニック はい、埼玉県でやっています。そこでできるかと聞いたら、新規でやってくださいといわれました。

池田委員代理　　もちろん、そうなります。埼玉でやってて、木更津でやりたいといえ、木更津の運営協議会で通さないといけません。申請の方法がまったくの新規になるのか、区域の追加になるのかで分かります。埼玉県でやられている、木更津でやりましょうということになれば、区域の追加になります。表紙の住所は本店の住所ですからさいたま市、木更津は木更津で別の団体ですよということであれば、こういう書き方になってしまう。本店は登記簿上の住所になります。ここで4番の事務所というのは木更津の事務所になります。

木更津クリニック　　分かりました。

議　　長　　これは新たな申請でなく変更になりますか。

池田委員代理　　新規はまったくやっていないところがはじめてやる場合が新規、どこかでやっていれば、まあ、よく千葉市や木更津市でやっていて袖ヶ浦市でもやりたい場合は、袖ヶ浦市に運営協議会を通すんですけれども、それは新規で出すのではなくて、追加で出すことになります。まあ、することは同じなんです。

議　　長　　これは都道府県を越えても同じですか。

池田委員代理　　都道府県を越えてもそれは同じです。  
協議会は全く一緒ですけど、出し方が違います。見る中身が違います。

議　　長　　こちらの協議会で協議を進めて良いということですか。

池田委員代理　　そうですね。最終的に協議が調った申請を報告して、どういう出し方をするか、ということになります。

議　　長　　なるほど、はい。

議　　長　　ほかにございますでしょうか。

高橋委員　　乗務員の方が高齢で2名ということですが、安全管理関係で人工透析ということである人はほぼ満席であるようですが、その辺はどうなのか。交代は

どうなのか。

安全管理の上で最低でも3人くらいないと。我々、事業所で行きますと適性の講習に出させる様にしています。毎日やるのは、疲れると思いますがどうですか。ちょっと少ない様な気がします。毎日やるということなので。

後藤委員 3ページ目の6番に、運送しようとする旅客の範囲ってありますよね。そのなかで身体障害者だけを範囲とする形ですが、たとえば介護保険で今透析の患者さんを私たち送迎していますが、介護保険の方はいないということですか。

榎津クリニック はい、介護保険の方は今でも介護タクシーを利用されている方もいらっしゃいますし、どうしても全部私どもの送迎で対応できない方もいらっしゃいますので、とりあえず透析をされていて障害者の方、障害手帳をお持ちの方で今やっている方を継続する意味も含めて、これから介護保険を使っていくためにその方をこちらでやるということはありません。

後藤委員 たとえば障害者をどのくらい送迎しているんですか。

榎津クリニック 全部で30名という話をしていますが、皆さん障害手帳を持っておられて、そのなかでも希望される方のみを今送迎しておりますので、車いすで来られる方やそういった方はうちでは対応できませんので、介護タクシーやご家族で対応いただいております。

竹内委員 一番最後のページは付けるものですか。福祉有償運送に係る対価について。付けるのであれば、下から4行目、×（掛ける）になっていますが、÷（割る）の間違いです。

榎津クリニック 失礼しました。

竹内委員 乗車人員は6名だと想定されていますが、必ず6名乗るということはないですか。

榎津クリニック ないですね。その時間帯ですとか、終わる時間で違いますので、2人のときもありますし、3人のときもあります。

竹内委員 ただ、6名で見ていただいた方がお金が安く済みますが。

木更津クリニック 安くなるという形で最大の、ほとんどサービスだけですので。

議長 長 そのほかにございますでしょうか。無いようですので 医療法人社団望星会 木更津クリニック様の福祉有償運送の登録申請または変更申請になるかもしれませんが。

池田委員代理 最終的に県をまたぐ、先ほど説明した方向でよかったかと思うんですけども、確認して事務局さんを通じて最終的な話になると思います。基本的には変更になるかと思えます。

議長 長 今回のこの案の協議については、終了させていただきます。なお、協議の結果につきましては、事務局の方から通知させていただきます。今日は有難うございました。

(医療法人社団望星会 木更津クリニック退室)

議長 長 以上で、議題3と議題4の2つの法人の説明、それから皆様にご協議をいただきましたが、そちらの方を終了させていただきます、これより採決に移りますが、よろしいでしょうか。

#### ○社会福祉法人 みづき会の更新登録について採決

議長 長 それでは、はじめに議題3について、非営利法人による福祉有償運送、道路運送法第79条の6第1項による有効期間更新登録申請書(案)について、採決を取らせていただきます。社会福祉法人 みづき会 について、福祉有償運送を必要と認めていただきまして、この更新登録申請書(案)を承認される方は挙手をお願いいたします。

#### ○ 全委員挙手

議長 長 有難うございます。全員賛成ということで、社会福祉法人 みづき会 につきましては、全員賛成ということでありますので、「承認」いたしました。有難うございます。

#### ○ 医療法人社団望星会 木更津クリニックの新規登録について採決

議 長 続きますして、議題4に移ります。医療法人による福祉有償運送、道路運送法第79条の2によります有償運送の新規の登録申請書(案)につきまして、採決を取らせていただきます。医療法人社団望星会 木更津クリニックにつきまして有償運送を必要と認めて、新規、これは変更届ということになるかもしれませんが、申請書(案)につきまして承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○ 全委員挙手

議 長 有難うございます。医療法人社団望星会 木更津クリニック様につきましても、全員賛成ということでございますので、「承認」いたします。

議 長 これをもちまして、非営利法人福祉有償運送にかかる有効期間更新登録申請書(案)及び医療法人による福祉有償運送の新規登録申請書(案)の採決を終了いたします。今日の採決の結果につきましては、事務局よりそれぞれの法人に通知をもって発送させていただきます。議題の方4つ協議いただきましたが、そのほかに何かございますでしょうか。

議 長 ないようでございますので、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。本当に有難うございました。これにて以上終了させていただきます。

司会進行 以上をもちまして、「木更津市福祉有償運送運営協議会」を閉会いたします。どうも有難うございました。

議事録署名人

署名委員 平柳 彰司

署名委員 竹内 喜久夫